

## 西海市教育委員会（令和7年第2回定例会）会議録

期 日：令和7年2月21日（金） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、令和7年第2回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

第7回さいかいミュージックフェス

第1回西海市議会臨時会

西海市市制施行20周年記念式典

令和6年度長崎県子ども会指導者・育成者研修会

第2回学力向上推進会議

## 5. 議事

**日程第1**「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

### ○教育長

日程第1「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定）」についてです。

本議案の提案理由ですが、令和7年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の同条例の改正について教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨、申し出ようとするものです。この議案につきましては、まずは改正のポイントをですね、見ていただきたいというふうに思います。

18ページになります。タイトルは略してですね「個人番号の利用に関する条例の改正のポイント」というふうに表記をさせていただいております。個人番号、マイナンバーですね。マイナンバーの利用に関する条例というのを制定しておるのですが、その一部を改正しようとするものです。

ポイント1として、改正の理由①としてまとめております。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、本市でも標準化基準に適合したシステム、これは標準準拠システムというふうに言われておりますけれども、そのシステムへの移行を進めております。標準準拠システムの一つに、住登外者宛名番号管理機能、というのが「住民以外の者に保有する番号をつけて、氏名、住所、生年月日、性別等の宛名基本情報とともに登録管理する」といった機能がございます。本市もそのシステムの機能を実装する予定にしております。この機能には個人番号、マイナンバーですね、の管理機能が含まれており、その場合、「法の規定に基づいて、独自利用事務条例を制定すること」が必要というふうな形になっております。そういったこともあり、条例の改正を行うというふうな形になっております。

改正の理由、②ポイントになりますけれども「国の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」ちょっと長ったらしい法律の名称になっておりますけれども、公布日・施行日については、括弧書きのとおりなっております。番号利用条例の引用している番号利用法の定義規定である第2条にですね、新たに第8項というのが、国の法律において挿入されております。旧8項から15項までが1項ずつ繰り下がるためですね、条例で規定している、参照するその条文自体も、繰り下がるというふうな改正を行うものです。

ポイント3事務への影響ということで、教育委員会に係る事務への影響ですが、番号利用事務の実施が現在ありません。ですので、これに係るその影響はない、というふうな形でご理解をしていただきたいと思います。条例の施行期日ですが、この条例については公布の日から施行するというふうな形にしております。ただし、その改正内容のうち、第2条第2号、第3号、第4号の改正規定については、本年4月1日から施行するというふうな形になっております。

次に2ページ、実際の条例改正案ですね、これについてまとめているところです。この中でですね、3ページのちょうど下のほうに表形式で「4議会」から次のページ「10固定資産評価審査委員会」までですね、その執行機関の名称が書かれております。その中で「6教育委員会」という項目が新たに追加されております。ここに住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるもの、実際、個人情報の提供等に関するそういった義務というところが出てきますので、これについては条例で明確に規定をして「そういった事務を行う」というふうな形になっております。で、ここで「規則で定めるもの」というふうな規定がございますが、これについては「住登外者に係る情報の登録、更新、削除、その他の住登外者に係る情報の管理に関する事務」というふうな形で、ご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

同様に、4ページから5ページ、別表第3というところに、照会、情報照会機関、処理に関する事務、情報提供機関特定個人情報というふうな表形式で追加がなされております。その中に、3教育委員会として、新たな内容が規定されておりますけれども、処理に関する事務で教育委員会においては、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものが新たに処理する中で一つ追加されております。この規則で定めるものというのは、住登外者宛名管理事務というふうな形になります。特定個人情報の欄の教育委員会については住登外者関係情報であって、規則で定めるものというふうな形で新たな規定が追加されます。この規則で定めるものというのは住登外者に係る宛名基本情報というふうな形になります。

改正内容はですね、多岐にわたるところがあるのですが、簡単に言うと、国の法律の改正に伴って、まずはマイナンバーを利用する事務については、国においてはですね、136の事務については、国の法律においてマイナンバーを利用する事務というのが規定されております。それ以外に、各自治体で独自にマイナンバーを利用する事務については、条例で規定をしなければいけないとされており、条例で規定する部分について、実際、今、教育委員会が独自で利用する事務自体はないんですが、ただ、その教育委員会と例えば市長、或いは教育委員会と他の執行機関とのやりとりの中で、今回追加をされた表の内容については、利用することができるという、そういった規定を新たに設けるというふうな形になっております。以上のような内容がですね、新旧対照表等についてもですね、まとめられております。なかなか国の法律に基づく事務ということで、なかなか中身が難しいところもあると思うんですけども、今回の条例改正の概要については、以上の内容になっておりますので、よろしく、ご審議のほどお願いしたいと思います。

#### ○教育長

議案第4号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

#### ○北島委員

はい。丁寧にご説明を頂いたわけなのですが、まず、この住登外の者って言う方がですね「具体的に言うとどういった方になるのかっていうこと」とですね、それから条例で国の規定ではなくて、条例でそれ以外のところでの条例での規定改正ということでしょうから、ただ「現状では教育委員会の事務への影響はない」ということですが、他の執行機関とのやりとりが生じてくるっていうことでのこういった改正に教育委員会であると思うんですが、それ以外のところでやはり教育委員会ということが規定されているということは、住登外者の番号の管理が教育委員会にも及ぶ、将来的に及ぶ可能性があるとするれば、それはどういった事務なのかということをおっしゃって教えてください二つですね。教えていただければと思います。

#### ○教育次長

はい。住民登録がされていない方っていうのは、要は住民基本台帳法に基づいてですね、市内に住所がある方については基本的に登録がなされております。例えばですね、西海市から他の市町村の方に転出をした方、こういった方についてはですね、要は、住民基本台帳上、基本的にはもう登録はされて、要は転出という書類で削除されているような形となり、記録は残るのですが削除されているような形になります。そういった方々に対して、教育委員会では、例えば学校給食費、西海市で納付をしとって、結局、要は未納の状態での転出をされた、こういった方々についてはですね、記録として要は住民基本台帳には載っていないのですが、やはり、その関わりが出てくるということで住民登録外の登録をします。要はシステム上そういった、自動的にするようにはなっているのですが、そういった方々と言います。例えば本来であれば法務局で相続の登記をしなければいけません。ただ、その登記が終わらない状態の固定資産があるとします。そしてそういったときには、やはり納税義務者自体は相続人というふうな形になりますので、これについてはですね、1人の場合だけではないのですよね。例えば、奥さんがいらっしゃる子供さんがいらっしゃるということで、そこにはもちろん相続権というのがありますので、そういった亡くなられた方の相続人というふうな形ですね、登録がなされます。そういったケースがあるということですね。いろんなケースがあります。今、ご説明した二つについては、もう1番分かりやすいような、皆様ご理解していただけるような形のところの説明ということですね、他にもあるということですね、ご理解をしていただきたいというところがあります。先ほど学校給食に関わるということについては、後段のですね、ご質問についても、そういったところがあるので、教育委員会としてもやはり把握をしていかなければいけないとそういった形ですね、ご理解していただきたいというふうに思います。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第2**「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」

○教育長

日程第2「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」です。

本議案の提案理由ですが、令和6年度西海市一般会計補正予算第7号中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨、申し出ようとするものです。参考条文につきましては下段のほうに記載をしております。

2ページ3ページが補正予算の内容になります。よろしくお願ひいたします。まず、今回の第7号補正予算ですが、教育総務費で事務局費、西海地区スクールバス運行事業基金積立金を増額しております。これについては、基金を定期預金にですね、基金を管理しているところですが、当初予算で計上している預金利息についてですね、定期預金の預金利息が上がっております。その関係で利息が想定より多くなるというふうな形の見込みが立ちましたので、それを、その分預金利息が増えた分だけ基金に積み増しをするという補正内容になっております。次に5項保健体育費ですが、これについては七釜鍾乳洞ロードレース大会の開催助成事業としてですね、同実行委員会のほうに補助金を交付する予定にしておりますが、ただ、今年度開催ができないということですね、同補助金について減額、当初予算に計上した全額ですね、減額をする

というふうな形になっております。なお、この補助金につきましては、過疎地域持続的発展基金という基金をですね、設けて、その基金を取崩し使用して、補助金に充てるというふうな方で計画をしていったところで、その基金の繰入金についてもですね、減額をするというふうな形で予算を計上しているところです。補正予算の内容については以上でございます。

#### ○教育長

ただいま議案第5号の説明がありました。質疑はありますか。はい。北島委員どうぞ。

#### ○北島委員

直接、予算には関係ないんですけども、実は、今週このロードレースが行われるや七釜鍾乳洞近辺でのですね、新たな介護事業施設の開設についての審査会がありまして、審査会の結果は最終的には市長判断にもなるものですから、詳しいことは伏せ、言わないほうがいいと思うんですが、その中で審査会の中でですね、委員の方から、このロードレースについてもですね、また今後復活するであろうという中で、そういった教育委員会関係のイベント等とですね、すり合わせと言いますか、されたのかっていうご質問があったんですね。それはどなたも答えられなかったもので、それをちょっとお聞きしたいなということと、それから七釜鍾乳洞ということで文化財保全というところでもですね、これは文化庁の管轄にもなるとかと思ってまして、その辺りのところの確認というところも、保健福祉部局の方はされてるのかっていうところをちょっと教えていただければと思って。分かれば。

#### ○教育次長

はい。まず1点目の件ですね、実際、市内の医療法人ですかね、進出っていうことですね、教育委員会の方でもですね、その情報については、関係部局の方から頂いております。実際、その申請に当たってですね、やはり医療法人については、地域への貢献というところも含めて、既存の例えば教育委員会の七釜ロードレース大会をする際については、実際の「法人の駐車場については開放します」というふうな形の前向きですね、ご提言を頂いております。基本こちらがそれについてですね、要は市、そういった事業所を開設するとか、そういうところについての権限がございませんが、やはりそういうふうに協力的にですね、地域の事業であったりとかですね、そういったところに協力的な考えを持ってられるということで、私どもですね、安心したところです。それと2点目の文化庁に関するですね、手続、事前の手続についても、やはり、そこについては、やはりその事業者のほうで把握をされていてですね、それについては担当窓口である社会教育課の方にもですね、事前に窓口の方に相談に来たりとか、そういったところ手続はですね、しっかりとしていただいているというところです。以上です。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第7号)」は、原案のとおり可決されました。

**日程第3**「議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和7年度教育費予算)」

○教育長

日程第3「議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和7年度教育費予算)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第5号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第7号)」の本議案の提案理由ですが、令和7年度西海市一般会計予算中、教育費の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し入れようとするものです。参考条文については下段のほうに記載をしております。

具体的な一般会計の当初予算の教育費予算については、2ページからですね5ページに記載をしております。まず、前段として今年度の当初予算におきましては、4月に市長選挙が行われるというところがありますので、政策的な予算であったりとか、あるいは普通建設事業、要はハード事業ですね、については基本的には計上しないというふうな取扱いをしておりますので、その考え方に基ついた編成内容になっております。ただ、一部政策的な予算でも、一部実際計上している部分普通建設事業においても一部計上している部分はありますが、やはり、それは実際政策予算が載る6月の補正予算までにですね、3ヶ月の間にやはり対応しなければいけないということで計上をしております。それは事前にご了解していただきたいというふうに思います。

そういうことで、2ページ教育費のうち教育総務費ですが、全体として、令和7年度予算が4億4,464万4千円、前年度から比較しますと、1億3,269万7千円の減額というふうな形になります。ここについてはもちろん政策的な予算にないということ

でのですね、減額ももちろんあるのですが、特に、事務局費が4,322万9千円減額されております。主な事業内容については、資料のほうに記載をしておりますので、ご覧になっていただきたいと思うのですが、主な減額の理由ですけれども、先ほど説明した二つの点ですね、政策的な予算、建設事業以外に、令和6年度当初予算においては、西海地区スクールバス購入事業、これはスクールバスですね、更新を行うということで、この金額が3,585万5千円減額されております。これはもう当然、もう事業が終わったということの減額ですね。そういったところがございます。主な理由としてはそういったところですね。

次に小学校費は、合計で令和7年当初予算2億2,680万3千円で5,627万3千円の減というふうな形になります。これについて、増減理由の主な増減理由ですけれども、やはり学校建設費の事業ですね、これが骨格予算では計上がされないということで減額されております。大瀬戸小学校の施設整備事業であったり、西海小学校の施設等整備事業、それと小中学校施設の長寿命化計画策定事業というところがありますので、そういったところの減額が大きいというふうな形になります。

中学校費ですけれども、全体で1億7014万4千円の計上となっております。前年度から比較しますと1億2,360万9千円の減額というふうな形になります。ここの主な増減理由ですけれども、一つが、中学校の教科書の採択事業、これがもう事業が終わったということで1,732万1千円の減額。それと、普通建設事業になりますが、大瀬戸中学校施設等整備事業、これが9,847万9千円の減額。長寿命化計画策定事業、これが634万円の減額。そういったところが主なですね減額の理由になっております。また、資料の中に新ということですね、事業名称の頭に新という事業があります。これについては新規事業になりますので、これについては後もって説明をさせていただきたいと思っております。

4ページ5ページを開いていただいでよろしいでしょうか。社会教育費になります。令和7年度当初予算が3億0,354万8千円。前年度と比較いたしまして、4,068万千円の減額というふうな形になります。これにつきましても、やはり普通建設事業関係ですね、減額というのが大きいような形になります。多以良地区公民館の改修事業ですね、これが一番大きいのですかね3,631万8千円の減額というふうな形になっております。

次に保健体育、体育費ですが3億9,169万8千円で7,313万1千円の減額というふうな形になっております。これで一番大きいのがですね、保健体育総務費の青少年スポーツ振興事業5,849万1千円の減額というような形になります。令和6年度当初予算においては、5年度から引き続いて、西彼杵高等学校女子バレーボールの寮建設に係る補助金ですね、これが当初予算で5,000万計上してございましたので、その減額が1番大きいような形になります。また、建設事業として、大瀬戸総合運動公園遊具更新事業1,122万の減。西海スポーツガーデンテニスコート移設事業851万1千円の減。社会体育施設トイレ洋式化事業239万1千円の減。また、学校給食費においては、学校給食設備機器更新事業で392万7千円の減がある一方ですね、増加といたしまして、学校給食物価高騰対策食材費補助事業、これについてはですね、令和6年度の補正予算9月の補正予算で計上していたので、当初予算と比較しますとですね、全くの増の

要因というふうな形になります。一応、この予算につきましては、5ページ下段に記載をしておりますように、人件費相当額もですね、計上しております。実際人件費を除いた部分での教育費というところが、11億9,111万というふうな形になります。

次のページ、6ページを開いていただいでよろしいでしょうか。6ページなんですけど、申し訳ございません右上のほうにですね、議案関係資料ということで、議案第6号の6をですね、挿入するのを漏らしておりましたので6号というふうな形で書いていただきたいと思います。6ページについては、各課別の新規事業、そして普通建設維持事業一覧ということでまとめております。この内容についてはそれぞれの担当課長からですね、説明をさせていただきたいと思います。

#### ○教育総務課長

はい。教育総務課の分になります。1番上になります、一応、先ほどから次長のほうから説明があったとおり、普通建設事業につきましては、骨格予算ということで、通常は計上しないのですが、西彼北小学校の消防設備屋内消火ポンプがですね、現在故障しておまして、作動しない状況ということで、子供たちの安全安心のためにですね、早急に改修をしなければいけないということで、消火ポンプの改修事業ということで、当初予算に計上させていただいているものです。教育総務課については以上になります。

#### ○学校教育課長

はい。それでは学校教育課2番、3番、4番について説明をいたします。2番と3番については、新規に校内教育支援センター設置事業として、小学校に1名、中学校に1名、校内教育支援センター支援員を配置するための予算となります。4番については、防災食育施設整備事業として270万9千円を計上してはいるんですが、これは会計年度任用職員の任用に当たってですね、報償費、それから出張等も含めて、計上しているものになります。以上です。

#### ○社会教育課長

はい。それでは社会教育課の2事業についてご説明申し上げます。まず5番、6番でございますが、大瀬戸図書室改修事業、6番大瀬戸歴史民俗資料館改修事業につきましては、こちら事業概要にも書いておりますとおり、空調設備の不具合が生じておましてエアコンの設置というところでございます。両施設とも、エアコンの設置をこの改修事業で行うということでございまして、通常、肉付け予算で対応すべきところなんですけど、どうしてもこのエアコン設置というのが夏場というのが、非常に高温になるというところもございまして、今回の当初予算で計上させていただいているところでございます。以上でございます。

#### ○教育長

はい、ただいま議案第6号の説明がありましたけども、来年度は市長選のため、骨格予算ということで、例年に比べて予算額が、かなり減っているということです。何

かご質疑ございませんか。はい。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

すいません。ちょっとお尋ねですけれども6ページの西彼北小学校の消防設備の件ですけれども、老朽化で報告があったということですが、大体施設などは消防からの点検があると思うんですけど、その点検での報告だったんでしょうか。

○教育総務課長

はい。消防設備につきましては委員がおっしゃったようにですね、毎年消防の専門業者にですね、点検をしていただいております。その中で、不具合の報告がありましたので、それで今回対応するような形にしております

○教育長

よろしいでしょうか。はい、では北島委員どうぞ。

○北島委員

はい。予算拝見して、ご説明のとおり骨格予算ということですね、納得をいたしました。今後、市長選が終わってですね、新しい体制になってから、それこそ教育行政としての目玉事業というところもですね、出てくるのかなということで、期待をしておるところです。ちょっとその中で6ページですかね、校内教育支援センターの設置事業についてというところでお尋ねなんですけども、これは青空教室とかですね、今、言ったようなところの拠点のところ、こちらの方も校外の教育支援センターということで設置されておられるとのことだと思います。今度は、校内でということで、これは政策的な名称であると思うんですが、学校の中で教育支援センターっていうのが、すごく大きいような気がしてですね。通う子供たちの居場所という意味でもですね、いわゆる俗称と言いますか、そういったことも何か別に考えておられるものなのか。もう全部、この後ほどの議案にも出てきますけども、校内教育支援センターっていうふうなやり方されるのか。ちょっとその辺りのところをお聞かせ頂ければと思います。

○学校教育課長

はい。ありがとうございます。名称について実際校外の教育支援センターと今度の校内教育支援センターと紛らわしいところもあるんですけども、実質国から出てくる名称、それから県で出されてる名称については、基本的にも校内教育支援センター通称SSRということで呼ばれておりますので、まず、本市としてもその名称を使っていきたいなというふうに思っているところであります。

○北島委員

俗称とかいうのは考えていないのですかね、学校で。

○学校教育課長

例えば、教育支援センターがトマト教室、それから青空教室っていうふうにありますように、各学校において、これから配置する小学校、中学校で名称をですね、決めてもらえたらなっていう程度で考えているとこでした。

○北島委員

皆さん何かちょっとしだしてあげないとですね。何かすごいかたいからですね。すいません。はい。ぜひよろしくお願いします。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和7年度教育費予算)」は、原案のとおり可決されました。

**日程第4「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」**

○教育長

日程第4「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」です。

本議案の提案理由ですが、西海市立小中学校において、より効率的かつ正確に公務を執行するため、規則の一部の内容を改正しようとするものです。これにつきましても改正のポイントですね、基づいて説明させていただきたいと思えます。

24ページ、25ページを開いてください。今回の改正のポイント、要は背景的なところですね、説明をまずさせていただきたいと思えます。現在教育委員会事務局及び市

立学校において、令和4年度から運用しております統合型校務支援システム、これは長崎県が推奨しているシステムになります。システムにより、弾力的な運用を図るため、また教育環境や通信手段の変化、事務の簡略化等の働き方改革の推進等の観点から、当該規則における所要の改正を行うものです。

まず校務支援システムの様式について、これは第5条になりますけれども、校内の校務情報を一元的に集約し、共有、再利用をベースに、効率的かつ効果的に校務処理ができるように機能を実装した高機能なシステムになっております。このシステムの内容ですけれども、主に学籍系児童生徒の基本情報を管理する者、出欠管理や成績処理、時数管理等の業務系、それと健康診断結果の管理保健管理等の保健系、グループウェア等の業務支援校コミュニケーション系、学校事務系等、校務の多岐にわたるですね、機能を実際保有しております。

本市で導入しているシステムについては、先ほど説明したように長崎県教育委員会が推奨したものですけれども、県内の小中学校の児童生徒、教職員に関する情報を外部との通信を遮断した安全性の高いデータベースで管理するよう構築されております。同じ県内で同じシステムを使うということで、児童生徒の転出入や教職員の異動にもですね、実際対応してるような内容になっております。このシステムにつきましては、日々改善が図られておりまして、出席簿を初めとした校簿等の様式についても、国の動向や、効率的な事務処理のために、県主導でですね、実際その内容の変更がですね、想定をされているという状況にあります。そういった変化に対応し、より柔軟なシステムが運用できるように、統合型校務支援システムにおいて使用する様式という、規定の仕方ですね、対応したいというふうに考えております。これまで様式については「これですよ」というふうな形で様式を定めていたんですが、そのシステムにあるその様式というふうな形で、様式自体がですね、規定をするのではなくて、そういった様式を指定するというふうな形に改めたいというふうに思います。

次に短縮授業について、これは第9条の改正規定になります。気温の上昇等による教育活動道への影響を考慮し、夏季休業日前後において授業時数をですね、短縮することができるというふうな形になっておりましたが、学校における空調機器の整備が行われ、気温による教育活動への影響が比較的軽減されたということや、働き方改革の推進等の観点から、学校教育法施行規則に定められた標準時数を確保した上で、学校が柔軟に教育課程を編成できるよう時期及び日数の条件をですね、削除しております。

次に、第10条の改正規定です。教職員の日宿直についてです。現在学校職員による日宿直の業務は行っておりませんので、実情に合わせて削除することとしております。

次に、第11条勤務報告についてです。これまで職員の休暇等について把握することを目的に、毎月、職員勤務報告書提出をですね、各学校のほうに求めておりましたが、記入すべき項目が多い。またその事務職員の大きな負担になっていることから、調査方法を改め、負担軽減を図ることとし、処務規則からは削除することといたしました。今後は通知による簡易的な調査を行うとともに、把握すべき特別かつ詳細な事項については個別に対応するというふうな形で予定をしております。

次に第15条、文書の処理についてです。校務支援システムにより収受した文書につ

いては、システム上に自動的に収受日時順に保存されることから、事務処理の簡略化を図りたいというふうに考えております。また、電報による文書の送付及び収受については、通信手段の変化から、特記せずに通常の文書同様、文書件名簿へ登載することとしたいというふうに考えております。

これらの改正規則の施行ですが、本年4月1日から施行する予定にしております。なお、一部を改正する規則の内容であったり、新旧対照表の説明ですね、これについては、ポイントで説明しておりますので、割愛をさせていただきたいというふうに思います。それでは、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○教育長

ただいま議案第7号の説明がありました。質疑はありませんか。はい。北島委員どうぞ。

#### ○北島委員

教職員の先生方ですね、働き方改革っていうのは本当にそれぞれの現場を抱えながら、様々な事務処理ですとか、されていらっしゃるということですね、非常に重要課題だと思います。今回のですね、取組、業務改善という取組ですね、非常に良いことだと思います。

ちょっとお尋ねしたいのがですね、まずは、今、残業が多いとかですね、いろんなことが言われて、給与といいますか、そのことも検討されてる状況の中で、現在の教職員の業務分析っていうのはどの程度されてるのかなあというところですね、いわゆるそのタイムスタディって言われるところで、今回のこの様々なシステムの導入ですとか、実装というところが、それにどのような改善効果を与えるのか「ここの部分の時間がこれだけ短縮しますよ」とか、我々、介護施設なんかにも国の制度の中で、それを図る義務があるんですけども、残業時間がこれだけ減りましたとかですね。前年度よりこれだけ減っていますとかですね、それとそこからさらに踏み込んだ事業所さんは、ここを目標にしますと、残業時間これだけ削減する目標にしますよとか、いったようなことを、例えば学校ごとに何かこう設定されて取り組まれた方がですね、見える化にもつながっていくし、いわゆる削減効果といいますか、そういったところも図れていくかなというふうに思いますので、その辺のとこちょっと、どういった取組されてるのかということをお聞きできればと思います。

#### ○学校教育課長

はい。ありがとうございます。業務の分析と言いますか、各学校における残業時間とかですね、先生方の働き方改革がどう進んでいるのかっていうことになるかと思いますが、実際、西海市としては45時間以内ということですね、目指して取り組んでおります。これは、令和7年度には、もう県全体で「教職員の残業時間を45時間以内に」ということを重点目標としておりますので、それに向けて、ここを数年間かけてですね、徐々に残業時間を減らすような取組・働きかけをしているところであります。

実際、結果としてはですね、45時間以内に納めていると言いますか、そういった傾向がだんだん増えてきているというか、改善が見られる状況かなというふうに思っています。また、一応、80時間以上ですね、勤務してる、要は働き過ぎという先生方も、西海市内においてはゼロの状況になってきておりますので、そういったところをさらに、次年度に向けては取り組んでいきたいなというふうに思っています。

具体的には例えばタイムカード、実際、それぞれが朝来て時間に押してとか、そういったこともやっておりますし、各校長を中心にですね、教頭の働き方も含めて取り組んでいるところであります。また年休の取得についても、市内の目標としては年休取得を2年間、15日以上ということを各校長先生方にもお願いして、そこも令和6年度については、達成することができている、というような傾向が見られております。今の数字については毎月報告を上げてもらっており、そういった数字をですね、毎月月例報告として上げていただいて、それを私どものほうも把握をしているということになります。

#### ○北島委員

はい。実際お聞きしたかったのが「システムを導入してどれだけ削減できるか」というような仮説とかいったようなことがあるのかということだと言うことです。残業を減らしましょうというのはもう、それで減りましたっていう精神論ですもんね。これは働きかけが無くなったら、また残業じわっと増えていくとか、だから、それをせっかくこういったシステムを導入したのだったらこの時間なくなりますよと。例えば、うちはですね、たまたま勤怠管理ソフト全部入れ替えたのですが、年間で1,200時間削減できたのですよ。それも測れるです。結局、この時間、要するに8時間労働の中で、この業務を何分しているっていうのをずっと記録するだけで良いのです。1週間ぐらい。そしたら、それが全部どうなったかっていうのが事後と事前で比較できるので、やっぱり、そういった数値的な検証比較をしていかないと見える化とは言えないと思うのですよね。ですので、正直たまたま「45時間を目指しましょう」で、それが行きましたけどもっていうその根拠とか背景とか、実際、原因っていうものを分かっていたら、逆に増えるときにもそこは「どこに手を打てば良いか」分かるしってというようなことも含めてですね。ぜひ、考え方としてその数値化をとか、中身をもう少し分析するということですね、ぜひ、ご検討されたらどうかと思います。

#### ○学校教育課長

はい、これについては、C4thを導入するときに、管理職の業務時間は何時間減りますよ、みたいな数字を見た記憶があるんですけど、導入するときにこれぐらい減るっていうのは確かにあると思いますが、これを導入すればですね。ちょっと後ほど、後ほどまた準備をしたいと思います。実際、そのシステムの導入で、学校現場はどうなってるかという、これまで例えば出席を一つをとってみてもですね、集計する担当の先生がいて、月例報告に上げていってということがもう単純に日々の入力が入力されてますので、集計業務とか、そういったものでも一つ、削減にはつながるということがありますし、私どもからたくさん出しているその文書等についてもですね、ウ

ウェブそれまでは紙ベースで1回印刷をかけてスタンプを押して受付をしてっていうような流れがある程度データ上で共有ができるようになっていうふうになってますので、もうかなり時間的にもですね、またあと紙の使用量とか、そういった面についても、削減されてきている状況ではあります。

#### ○北島委員

実は、福祉事業所と学校で物凄く業務的に似ているのですね。国の方も言っているのが、「直接時間と間接時間を測りなさい」と。大体ですね、直接時間というのは直接ご利用者に対して対応してる時間なんです。いろんなケアの対応とかですね、間接時間というのは、例えばどういうケアをするかっていう計画をつくる場所も間接時間になるんですよ。もちろん、お掃除とか、ベッドメイキングとかもそうなので。学校の先生で言えば、子供たちに向き合う時間が直接時間みたいなものですよね。それをできるだけ間接時間を、いま言ったように効率化したりとか、他の方に例えば介護の現場だったら、サポーターさんにですね、お手伝い頂いたりとかして、できるだけ間接時間は、うまく効率よく持っていきましょうと。そして逆に、直接時間をとっていきましょうという政策なので、私の施設でも50、60%以上、今直接時間になっているんですけども、そういったところをですね、ぜひ、図られると非常に子供に向き合う時間っていうところがですね、見えてくるかなと思いましたので。参考まで。

#### ○学校教育課長

はい。先ほど、ご質問があった中で、教職員の業務負担への効果という部分ですね、今年度のちょっとデータを県のほうから頂いた部分がありますので、お伝えします。教頭でいうと、この校務支援システムの導入によって、1日当たり50分の時間削減という効果が認められているということで出されております。また、こういった視点では、本市についてもですね調査等をしながら、しっかりと研究をしていきたいというふうに思っています。

#### ○教育長

ほかにございませんか。はい。谷口委員どうぞ。

#### ○谷口委員

すみません。今ご報告も頂いてC4t hを導入した結果の具体的な時間の削減っていうのは、教えていただいてよかったなと思います。パッとこの改正について頂いたときに、これまでも残業が多かったのはどうしても減らせなかったのは教頭の時間だったんですよね。大分、それぞれの担任とか教諭については、もう子供たちに向き合う時間をとにかく生み出すようにということで、教育委員会、学校も工夫をしたと思うんですけど、いろんな調査の報告とか、またいろんな対外的なものをするのはやっぱり教頭であったので、もういろんな報告文書の作成とかも、やっぱり教頭が最終的に見て、校長の決裁を受けて報告をするということで、やっぱり教頭が全ての業務を取りまとめて報告するってことで、教頭の事務の時間っていうのが。一方で教頭は、

授業とかにも入らなければいけないということもあったので、このシステムが、やはり導入されてしかも県下で統一されてやれるってということ等は、本当に教頭の働き方改革に1番求められるものだなと思っております。ただ今後もずっと改善されながら、やっていくということでもありますので、それを市としても取り入れて、本当に教頭の働き方改革がさらに進んで、教頭が安心して学校を見て、校長とともに学校をしつかりと見られるそういう働き方ができるように、システムをうまく使っていただければありがたいなというふうに思っています。

○教育長

ご意見ということでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。ほかにございませんか。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

一点細かいところで申し訳ないのですが、6ページの第14条のところ、業務の負担軽減ということでしょうが旧の方で「軽易な事項については口頭で復命する」ことができるというのが、新の方で、それが削除されていると。13条のほうは口頭による報告っていうふうになっているんですが、これはなぜ14条のところは「口頭の復命が削られた」のかなってというのが疑問ですね、教えていただければと思います。

○北島委員

確かに、逆に負担が増えるということですよ。口頭をやめればですね。

○学校教育課長

14条の9の中にですね、口頭で復命することができるということで、そこが削除したことについての理由かと思いますが、結局、C4thの導入等によってですね、出張の復命書等については、復命書のみでの報告として、要は復命書での報告をする、口頭でも報告をするということではなくて、もう一元化したというふうな捉えというふうにご理解頂ければなというふうに思います。

○北島委員

よろしいですか、そうではなくて、これ旧のほうは、復命書出さなくてもいいってことですよ。

○学校教育課長

そうです。

○北島委員

それって、出張命令があったときに復命書がないってことは絶対駄目ですよ。だから、復命書出して当然口頭でもしないといけないこともあるでしょうけど。出張命令だから。だから、逆に、これは正しい改正だと思いますよ。口頭だけのこと

自体、あり得ないですよ、出張が。出張報告だと思います。だからシステムの話じゃなくて、これは常識的な組織運営の基本だと思います。外に出るわけですからね、お金をかけて。それに対してこうでしたっていうのは口頭じゃなくて、きちんと記録を残すというエビデンスですもんね。それが今までは口頭だけでよかったです書いてあるのですよ。口頭だけで良いですよ。それでは、やっぱりおかしいでしょうということで。命令簿と復命っていうことなんじゃないでしょうか僕理解しています。

#### ○教育長

いや、私の高校での経験を言いますと今働き方改革の推進で、この復命書というのは法的な義務はないので、組織では必要かもしれませんが、もう復命書そのものを無くすと。高校で言えばですね、以前は宿泊を伴う出張については復命書を出すと、日帰り市内の会議に出たとかそういうのについては、もうここで言う口頭で復命書は出さなくて良いってなっていたんです。今は宿泊を伴う出張については、もう復命書を出さないと、要は復命書を書くということ自体が、非常にこう、出張に行って業務をするというのも負担が増します。帰ってきて、それをまとめて復命書を出すというのに、また半日かかっていたりとか、そういうことで非常に負担が大きいのもう復命書そのものを廃止するという方向になっているんですよ。それから言うと、先ほど武宮委員が言われたように、今、軽微なものについては、口頭でいいのが、これ元に戻して、もう全部復命書出さないというのは、何か私も今改めて見ると、どうなのかなという気がするんですけども。方向性としてその働き方改革で、先生方の負担を減らすために必要でないものについては、削減していくという方向性がある中で、ここについては、武宮委員が言われるように、ちょっと負担が増えるのではないかと。違和感は確かにあるんですよ。

#### ○学校教育課長

はい。復命書に関してはですね、基本的にこれまで使用していた復命書よりも簡略してしたものに一応しようというふうに考えています。それはそれぞれの町に事務の先生が学校にですね、事務の先生がいて、共同実施室っていうのがあって、それぞれの町単位で、復命書等含めて事務手続を進めているんですけども、それを実際はそれぞれ町ごとに若干取扱いが微妙に違っている部分もあったりとかしてですね、そこをまず一つは統一をして簡略化するっていうのが一つ目的としてはありました。それは、私どもがこうしようということではなくて、あくまでも事務の先生方が復命書を受けて出張費の支出等の事務をするにあたってですね、それも事務のほうからの要望があったものですから、それを14条として反映したっていう経緯があります。これC4t hを使うと復命書の内容は非常に簡略化されいているということですね、今までよりも。復命書はC4t hの中には掲載されているものではなくてですね、違うのですね。それぞれ、例えばエクセルでつくっている復命書、様式があるんですが、その様式自体そのものをもっと簡略化して、統一したものにしようという流れになっています。そうですね、はい。

○教育長

よろしいでしょうか。簡略化した、従来のものよりも簡略化した復命書を出してもらうという方向性のようです。

○北島委員

出張ってというのは組織的なことですよね。使命を帯びて、目的を持っていくわけじゃないですか。おっしゃるように口頭でのご報告っていうのも当然あると思いますが、やっぱりこう通って消えるものですから、やっぱり、それでどうだったっていうのは、一言でも一応でも書くとかですね、やはり空出張とかそういうのがありますので。ちゃんと行きましたということを残すというのは記録なのです。ただ、その分量がそうですね、そこはそこの方向で進めて、その案件によっての複製とか手間ってあると思うんですけど。もう一つは、ちょっとおっしゃいましたけど、やっぱり会計と紐づくときに、何か根拠がないと。例えば交通費が何か使っているってなればそこで何かそういう資料が出てくるのでしょうか、それも何もなくて、行って帰ってきたっていうときに、例えば出張にかかる経費というのが、手当みたいのが出せないことになってくるので経理としては絶対根拠が要るのですよね。というようなこともあって、多分、ここは外に出るときには必ず、何かエビデンスを設けたほうが僕はいいのかなって思いましたので、はい、考え方としてはよろしいのじゃないかなと思いました。

○谷口委員

職員が毎月、やっぱり共同実施室で集まって事務をするので1番の大変なのは、出張の計算とか、それが正しいのかとか、そしてそれに対する手当ををすることってということが、1番大事な大きな業務量だったというふうに思っているのですよね。それを最終的に校長が掲載をして、出張旅費とかにかかってくると思うのです。それを共同実施の支出を含めて各地区の事務職員が、より正確にできるようにということで、様式とかも簡略されながらも、しっかりとしたものをつくろうというふうにしていらっしゃると思っていますので、復命書ってのはやっぱり簡略で書くには越したことないけれども、正確な、必要な事項が復命によってできるということであれば、わざわざ口頭でするというよりも、それで完結するというふうにしていかれたほうが、教員にとっても、また事務職員や校長にとっても良いのかなというふうに、私は思っています。

○教育長

ありがとうございました。武見委員どうぞ。

○武宮委員

北島委員の理屈でいきますと、13条は「口頭で良い」ことになるのですか。

○学校教育課長

ですね。13条の着任したときはですね、4月1日付けで、例えば新規採用者がです

ね、着任をして、そのための様式っていうのを設けておったわけです。それをもう実際、もう本当に形式的であったなというちょっと反省しています。ですね、実際その、例えば新規採用者がその学校に入った際には、各学校から誰々が着任しましたっていう報告が上がってきますから、それでもうよしとしようということでの改正ということで考えております。事例はあるわけです。

#### ○教育長

はい、よろしいでしょうか。いろんなご意見を頂きましたけども、ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号 西海市立小学校及び中学校処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第5**「議案第8号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

#### ○教育長

日程第5「議案第8号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育次長

「議案第8号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」です。

本議案の提案理由ですが、不登校及び不登校傾向並びに学習生活上の困難を抱える児童生徒に対して、個別の学習面、生活面の支援や、適応指導を行い、学校・学級への復帰を目的として、新たに校内教育支援センターを開始することと、配置する支援員に係るサービスを規定するため、所要の改正をしようとするものです。

9ページの改正のポイントを開いていただいでよろしいでしょうか。改正の理由ですが、ここにちょっと若干詳しく書かせていただいでおります。全国的に不登校の児童生徒数は、小・中学校で約35万人に上り、過去最多の状況となっております。本市においても同様に不登校児童生徒数は、昨年まで過去最多令和4年度末が59名、令和

5年度末が70名を更新し続けております。今年度は昨年12月末時点で小学校21名、中学校42名、計63名となっており、昨年度の同時期よりも4名増加している状況にあります。また、学校には登校できるけれども、自分の学級には入れないときや少し気持ちを落ちつかせてリラックスしたいときに、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候が見られる児童生徒が学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることができるよう、令和7年度から校内教育支援センターを、小学校に1室に中学校に1室開所する予定としております。そこに勤務する支援員の職務及び勤務時間等を定めるというところが、今回の改正理由になります。

次に、校内教育支援センター支援員の業務内容になります。支援につきましては、不登校及び不登校傾向の児童生徒、学習生活上の困難を抱える児童生徒に対する支援を行うことを目的としております。主な業務内容については2点ございます。1、個別の学習面・生活面の支援や適応指導、学校・学級への復帰の支援。2、西海市教育支援センターとの連携した支援。勤務する学校ですが、学校内に開設する校内教育支援センターとします。

この訓令につきましては、本年4月1日から施行する予定にしております。なお、関連いたしまして、この支援員に係る報酬額の規定については、まだ規定を定めておりませんので、これにつきましては予算に絡むところがありますので、次回3月の定例教育委員会に報酬額の規定に係る改正案を提案したいというふうに思います。まずは、校内教育支援センター支援員の服务内容についてのですね、規定の改正になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○教育長

ただいま議案第8号の説明がありました。質疑はありませんか。武宮委員どうぞ。

#### ○武宮委員

はい、私もですね、この不登校の問題については、市の体験プログラムにもう一度参加をさしていただきまして、保護者さんとの話もお聞きしました。そのような中で、前回の定例会において、登校チャレンジ期間というのを改正するという話が出ましたが、やはり、実際に不安を抱える保護者さんの中で、学校に復帰するとか、戻るということに対する心理的な不安とか負担とかというものが掛かってくる。もう少し具体的に言うと、学校に休みの電話をかけるだけで負担になる。これが今メールで連絡できるよってそれだけでも大分負担軽減になったというような話もお聞きしました。そういった中で、子供の居場所というものを校内に設置するということに対して、どれぐらいニーズがあるのかなあということと、もしほかのところですね、実際にこの校内支援センターを設置しているところで、こういう実績があったとか、こういう効果があったとか、言うことがあれば、教えていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

### ○学校教育課長

はい。それではですね、実際今度設置しようと考えている小学校、中学校1校それぞれについてはですね、実際その不登校の子供たちだけではなくて、ポイントの1、2に書いていますとおり、実はその学校に登校してるのだけでも、自分の学級には入れないお子さんとかですね、何かこう気持ちがイライラして、もう飛び出したりとかっていうお子さんが実際多くあるわけです。それを学校の中には、その数を挙げると、やはり10人を超えてたりとかするわけです。その子たちが実際に保健室であったりとか、校長室とかで過ごしてるような状況があるものですから、まず、1校に絞ってですね、校内教育支援センターという、別室をつくることで、その子たちが、何かこう少し気持ちを落ちつかせる居場所となるんじゃないかなということ。まず、成功事例として、モデルの学校として、まず1校ずつ配置をしていこうというふうに考えているところであります。

実際に改善が見られているかどうかという取組なのですけども、これは私がある長崎市内の小学校の教育の論文といいますか、発表を聞いた中ではですね、やはり何人もそこに来るわけじゃなくて、例えば4人が利用しているとしたらですね、その子が例えば、その前の年は年間百何日休んでいたところが、そこに来ることで、その日数がかかり軽減をしたりとか、あと、その後の感想からするとたくさんの友達、同学級の中に人がいる中ではどうしても落ちつかないっていうお子さんが、やはりそこで1人とか2人の世界で学習することで落ちついて勉強ができるとか、学校に行こうと思ったとかっていう感想が寄せられたということ。報告を目にしております。実際に、具体的な数字としてはまだ今ちょっとこう、調べに入っておりますけども、まず、ひとまずお答えをしたいと思います。

文部科学文部科学省のですね、資料によれば、これは愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの効果というところなんですけど、約53%の生徒の不登校状況が改善という数値が上がっています。

### ○教育長

はい、よろしいでしょうか。武宮委員、どうぞ。

### ○武宮委員

そうすると不登校からの復帰というよりは、むしろ不登校の兆候が見られる児童の居場所というようなことで、理解いたしました。

ありがとうございます。ちなみにですね、今、西彼の青空と大島のトマトがあるのですが、設置を予定されている学校というのは、校外の支援センターが設置されているところ以外の町の学校になるのですか。

### ○はい。学校教育課長。

今、予定している学校はですね、大崎小学校と大崎中学校を予定しています。

○教育長

他にございませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

近隣の市町でステップ教室を実施されていた学校とか、そこに通っていらっしゃるお子さんの親御さんとお話ししたところなんですけども、ここは次、中学校の女子生徒なんですけれども、長く不登校だったんですが、ある先生とのトラブルで。それがステップ教室に行けるようになって、物すごくやっぱり居心地が良かったそうなのですね。それで高尾課長おっしゃるように、数人に、結構マンモス校なんですけども、その中でも2、3人それぞれが、それぞれの時間を、そこでももちろん勉強するとか、宿題をするとかいうことも含めて、時間を過ごして、どうしても教室にはやっぱり行けないのですよ。今回、卒業までの間、多分3学期丸々ぐらいだったのですが、結果的には、教室に行くことはできなかつたんですけども、その学校に通うと。言ったようなこととか、お友達ももちろん遊びに来てくれるので、すごくそれは良い時間だったというふうに聞いております。

改めて、この議案をです、拝見しながら、そういったイメージを、学校のイメージを思い浮かべたときに、やっぱり何か相談支援室とか、何か教育支援センターとかいうのが、何かこうやっぱりそうはなく、青空教室とか、トマト教室とかとの差別化って言ったら変ですけど、区別も示していかないといけないだろうから、ぜひ、独自のネーミングを先生方に考えていただけないかなあ、何かリラックスで書いてある、何か、ゆっくりゆっくり教室とか、触れ合い教室とかですよ、何かわかんないですけど、何か是非、何かもう少し何か、ふらっと入れるようなところを、ぜひ先生方のアイデアだったりとか、子供たちに聞いてもいいのかもしれないんですけども、ぜひ、お考え頂きたいなとしつこいようですが、ここでもお伝えしておきます。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。谷口委員どうぞ。

○谷口委員

私もこのお話を聞いたときに、まず中学校の場合は、この心の教室相談員っていう方が配置されていて、それなりの子供たちの居場所とか言うところの、お部屋だけじゃなくて相談員の方の人間性です、子供たちを本当に寄り添っていただいたそういう方がおられます。今回、支援センターが今お話聞いた各小中に1校ずつと配置されるようになりますと、まず、想定されている中学校については、心の教室相談員の配置はどうなるのかということと、あと、それぞれ学校にも、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、また市の教育支援センターのそれぞれ指導員の先生方おられますけど、心の教室相談員は、そんな特段の資格を有しなければいけないということではなかったと思うんですけど、今回、この校内支援センターとして配置されるご予定の方には、何らかのやはり、資格といいますか、そういうカウンセラーのあれを持っているべきということで、はい、募集をするのかですね。

話が前後しますが、心の教育相談員の方はとても良かったのですが、配置、勤務時間が午後からと、お昼前後とか、あるいは時間が限られていたので、子供たちが居たい時間には居ないというふうなときになると、子供たち・養護教諭とか、保健室とかで養護教諭が対応するっていう事例が、とってもやっぱり学校として多かったんじゃないかなと思います。そこに担任以外の授業が空いている人が入ったりとかっていうことも、実態としてはありましたので、校内にそういうふうな子供たちが行ける、そこで過ごせる、あるいは何らかの自分なりの目標を持って学べる、というそういう場所があるということはとても、そして職員にとっても、そういうふうな子供たちにもしっかりと向き合ってください時間がある方がおられれば、お互いにいいのかなというふうに思っていますので、大いに期待をします。ほか北島委員さんがおっしゃったようにネーミングとかも含めてですね、あとせっかく造るなら、その場所が、教室の雰囲気もですね、子供たちとともに、いろいろ工夫していただければありがたいなと思います。今回、モデル的になっていうことでありましたので、その後、また増やしていく方向にもなるのかどうかっていうそういうふうなこととあわせて、各心の教室相談員や、今の市の教育支援センターや、それからいろんな立場の方々の関わりっていうのが、これによって減っていくのか、あるいはそうじゃなくてずっと継続しながら、お互いに連携しながら進めていく事業であるのかということをお尋ねしたいなというふうに思っています。

#### ○教育長

今、何点か質問があったんですけども、よろしいでしょうか。

#### ○学校教育課長

はい。ありがとうございます。まず、心の教室相談員さんとの棲み分けと言いますか、実質、次年度も心の教室を相談員というのは、外出をして、それぞれの中学校では運用としっかりと棲み分けしていきたいなというふうに思っていて、それはやはり、委員さんがおっしゃられたように、心の教室相談員は、もうあくまでもその昼の時間帯もいろんな子供たちが、例えば元気な子供であっても、ちょっと何か引っかかっていることがあったらちょっと相談に来るとか、そういう場所にしたいなという思いがあります。新たに設置する校内教育支援センターの審査については、資格等は考えてないんですけども、やはり学校現場も、知らない方々では、やはり難しいところがありますので、任用に当たっては、これまで学習支援員として経験がある方の中から、お願いできないかなということ今調整をしているところであります。

それから、中学校の学習支援員さんを学習支援ですね、1人それぞれ各校に配置をしておったのですが、一応今後の動きとしては、そのうち学習支援の代わりにといますか、任用替えとして校内教育支援センターの支援員という流れを取っていきたいなというふうに思っています。いずれにしても今年度1年間まず校内教育支援センターの事業に取り組んで、拡充等についてはですね、それぞれ学校の状況というのがありますので、そういう状況を見ながら、次年度と同様でいくのか拡充していくのかっていうのはさらに検討を重ねて次年度の予算に反映していくというような、令和8年

度の予算に反映していくというようなことになるのかなというふうに思っています。

○教育長

今の回答でよろしかったでしょうか。はい。ほかにございませんか。矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

ちょっとお伺いします。この校内のですね支援センターを置かれるっていうことで、保護者の方とかへの周知はですね、どのような形式で行われるのかなということ、ちょっとお尋ねします。

○学校教育課長

昨年度もですね、リーフレットを作成して年度初めにですね、お配りした経緯があります。そのリーフレットにはですね、いろんな悩み事の相談窓口がいろんな機関から学校に寄せられてくるのですが、それを一つにまとめたリーフレットになって、その中に今回の校内教育支援センターについても、新たにお知らせというか、してですね、配布をしようということ、今準備をしているところであります。

○教育長

よろしいでしょうか。はい。ほかには質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第6 「議案第9号 令和7年度教職員人事異動について」**

○教育長

日程第6「議案第9号 令和7年度教職員人事異動について」を議題といたします。

議事に入る前に、議案第9号は人事に関する案件ですので、会議を公開しないことにしたいと思います。

まず、公開しないことについての可否を決定します。

この決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

それでは、会議を公開しないことについて採決します。

この採決は挙手によって行います。

公開しないことに賛成の委員は、挙手願います。

(全員挙手)

ただ今の賛成者は4人、3分の2以上です。

よって、議案第9号は、公開しないことに決定しました。

それでは、委員及び議案説明者以外の方の退席を求めます。

ここでしばらく休憩します。

(非公開)

○教育長

休憩を閉じて、会議を再開します。

よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：3月27日(木)午前9時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時20分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員 \_\_\_\_\_

教育委員 \_\_\_\_\_

職 員 \_\_\_\_\_